

特定個人情報保護評価指針の変更案の骨子（案）

第 51 回個人情報保護委員会（本年 1 月 26 日）で審議・決定された「特定個人情報保護評価指針の見直しの方向性について」を踏まえ、次のとおり作成した特定個人情報保護評価指針の変更案について、今後 1 か月間パブリックコメントの募集を行い、本年 4 月から 5 月を目途に公布することとしたい。

変更案の骨子（案）

1. 基礎項目評価書記載事項

- 基礎項目評価書の記載事項として、リスク対策の実施状況を新たに加えることとし、基礎項目評価書の様式において、次に掲げる事項について選択方式により記載することとする。
 - ① 特定個人情報の入手
 - ② 特定個人情報の使用
 - ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - ④ 特定個人情報の提供・移転
 - ⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - ⑥ 特定個人情報の保管・消去
 - ⑦ 監査
 - ⑧ 従業者に対する教育・啓発

- これに伴い、「特定個人情報保護評価に関する規則」についても所要の改正を行う。

- 施行日は平成 31 年 1 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。

2. 負担軽減を図る事項

- (1) 評価の実施時期の見直し
 - 評価の実施時期について、「要件定義終了まで」としているものを、「プログラミング開始前」に変更することとする。

 - 施行日は公布日とする。

- (2) 「評価実施機関における担当部署」の「所属長」欄への所属長氏名の記載廃止
 - 基礎項目評価書、重点項目評価書及び全項目評価書の様式において、「評価実施機関における担当部署」の「所属長」欄を「所属長の役職名」に変更する。

 - 施行日は公布日とし、所要の経過措置を設ける。

3. スケジュール（案）

平成 30 年 2 月～3 月

平成 30 年 4 月～5 月

平成 30 年 4 月頃～平成 31 年 1 月

平成 31 年 1 月

パブリックコメント

変更後の指針の公表

負担軽減を図る変更の適用開始

地方公共団体等への周知

システム改修

変更後の基礎項目評価書様式の適用開始